

第1章【序章・総論】 計画策定にあたって



1 総合計画をつくる意味

高浜市をこんなまちにしていきたい……

総合計画はみんなで高浜市をつくっていくための「設計図」です。

この先の10年で高浜市をどんなまちにしていこうとしているのか。

その実現のために、高浜市はどんなことに取り組んでいくのか。

そして、高浜市に暮らす一人ひとりができること、力を合わせてできることって何だろう。

高浜市では、みんなで目指す目標と取り組んでいく内容を共有するために、総合計画をつくりました。



(1) 市のあらゆる分野の最上位計画

- 総合計画は、高浜市が行うすべての政策・施策・事業の根拠となる最上位の計画で、市政運営の根幹となる計画です。
- 分野ごとに策定される個別計画は、総合計画で示す方向性に沿って策定されます。



(2) まちづくりにかかわるすべての人で考え、実現する計画

- 総合計画は、行政だけでなく、高浜市にかかわるすべての人が共有する計画であることから、計画策定の段階から、市民や高浜市のまちづくりにかかわる多くの人の声を聴き、行政が責任をもって策定しました。
- 総合計画は、策定することがゴールではなく、スタートです。目指すゴールに近づくには、行政だけでなく、高浜市のまちづくりにかかわるすべての人の力が必要です。総合計画は目指すゴールをみんなで共有し、実現に向けてみんなで行動するための“道しるべ”となるものです。

● 高浜市は自治基本条例で定めています ●

総合計画については、2011年(平成23年)5月に地方自治法が改正され、法的な策定義務が廃止されましたが、高浜市では、まちづくりの最高規範である「高浜市自治基本条例」において、将来のあり方を展望し、市民にまちづくりの中長期的なビジョンを示すとともに、総合的かつ計画的な市政運営の指針を示すためのまちづくりの基本指針として必要であると考え、総合計画を策定していくことが定められています。

【高浜市自治基本条例(抜粋)】

(総合計画等の策定)

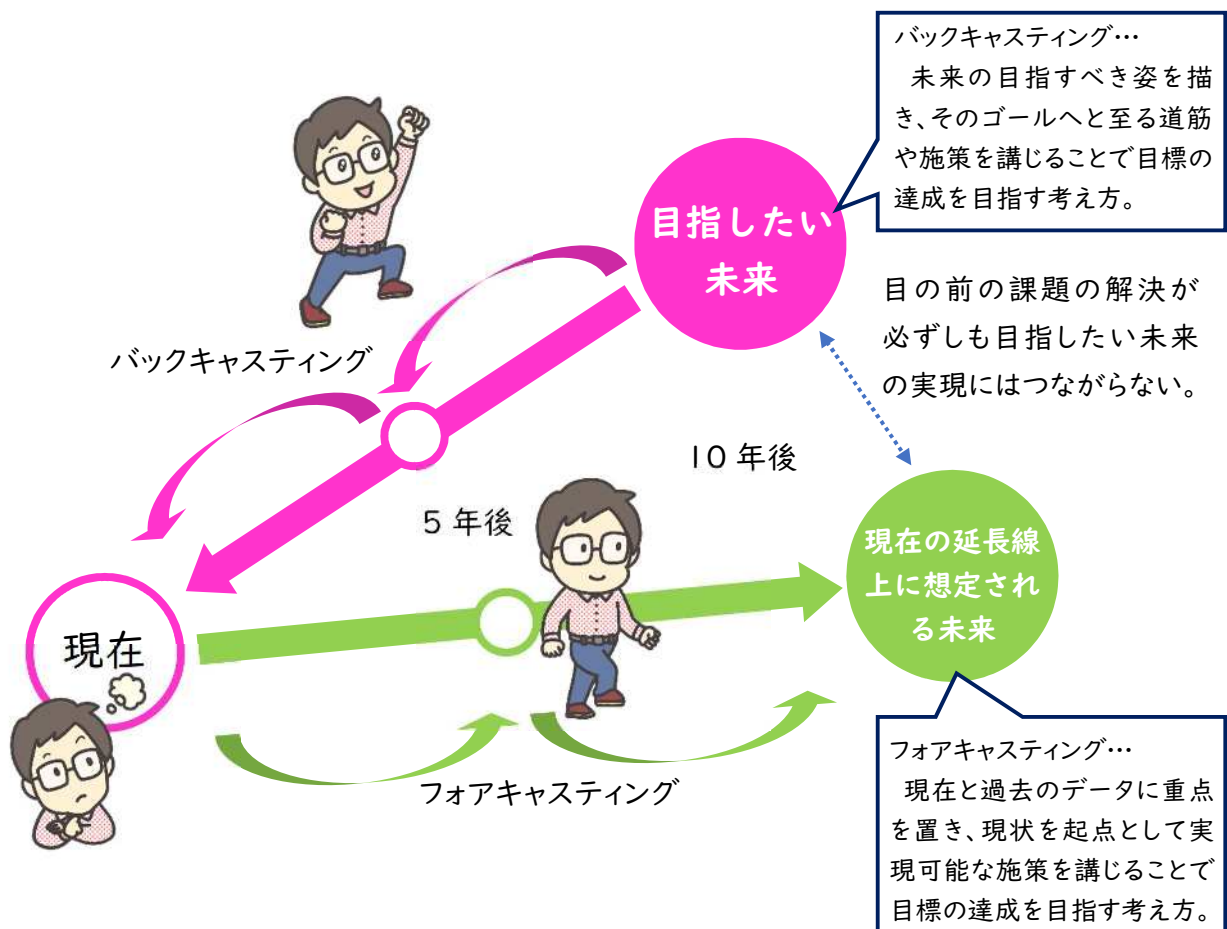
- 第21条 議会及び行政は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。
- 2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。
 - 3 行政は、成果を重視した市政運営を目指すため、総合計画の進行管理*を行い、その状況をわかりやすく公表します。
 - 4 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。

2 計画策定にあたって大切にしたこと

(1) バックキャストイング ～目指したい未来、なりたいたい姿から取り組むことを考える～

人口減少や超高齢化社会の進展、人工知能(AI*)やロボットなどの先端技術の進歩、世界規模の感染症や風水害をはじめとした自然災害の発生など、高浜市を取り巻く環境は予測できないほど、目まぐるしく変化していくことが予想されます。こうした中で、目の前の課題の解決策を積み上げながら将来の目標を設定する考え方では、現在の延長線上の未来しか描くことはできません。

第7次総合計画の策定においては、将来(10年後)の高浜市を展望して「目指したい未来(こんな高浜市になっていたらいいな)」を描き、その時点から計画期間を遡って、その将来像を実現するために、5年間でどんなことに取り組むべきか、取り組むにあたり障壁(課題)となることや、高浜市の現状はどうなっているのかを整理する“バックキャストイング”と言われる考え方で策定を進めました。



（2）協働から共創へ ～高浜市に関わるすべての人たちの力で実現する～

高浜市では、「市民が主役のまちづくり」を推進し、「協働」の取組みを進め、第6次総合計画の策定においても、市民とともに計画を創り上げてきました。

これから目指すまちづくりでは、これまでの市民と行政の「協働」をさらに進め、一歩進んだ『共創』の取組みによる「市民が主体的なまちづくり」を推進していく必要があります。

第7次総合計画は、高浜市にかかわるすべての人たちが、10年後の「なりたい高浜市」のために、自分たち一人ひとりに何ができるかを考え、主体的な行動を喚起していく計画としました。

「協働」…目的や性格の異なる組織が、共通の社会的な目的を実現するために、それぞれの組織の力を合わせ、特色を生かしながら、対等の立場で、共に協力して働くこと。

「共創」…これまでの「協働」を基本としつつ、多様な主体が連携し、異なる視点や価値観のもと多方面から意見を出し合いながら検討し、実践的な取組みを展開することにより、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創り上げていくこと。



3 計画の構成と期間

第7次総合計画は、「基本構想」「基本計画」「アクションプラン」で構成し、その内容と計画期間は、次のとおりです。なお、「基本計画（後期）」と「アクションプラン」は、別途定めます。

(1) 基本構想

【計画期間】2023年度（令和5年度）～2032年度（令和14年度）10年間

《位置づけ》高浜市の将来像・基本目標を定めたもの

《役割》市の政策の方向性を定めるものです。

(2) 基本計画

【計画期間】前期：2023年度（令和5年度）～2027年度（令和9年度）

後期：2028年度（令和10年度）～2032年度（令和14年度）

《位置づけ》今後取り組むべき基本施策を定めたもの

《役割》基本構想で目指すまちづくりを進めるために、分野ごとに目標とするまちの姿や、その実現に向けて行政が取り組む事業の具体的な方向性を示すものです。

(3) アクションプラン

【計画期間】3年ごと

《位置づけ》事業の進め方を明らかにしたもの

《役割》基本計画に掲げた目指すべき姿、目標値の達成に向けて、具体的な事業の進め方を示すものです。

年度	西 暦	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
	和 暦	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
基本構想 (10年間)	基本構想										
基本計画 (前期・後期各5年)	前期計画					改訂	後期計画				
アクションプラン (3年ごと、毎年見直し)	3年間			3年間			3年間			3年間	
	3年間		3年間				3年間		3年間		3年間
	3年間	3年間				3年間	3年間				
	2年間				2年間				2年間		2年間
	1年間					1年間					1年間

4 計画のつくり方



5 SDGs*と地方創生*

(1) SDGs* (持続可能な開発目標) Sustainable Development Goals

SDGs* (持続可能な開発目標) は、2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性*と包摂性*のある社会の実現に向け、17のゴールと169のターゲットが示されています。

国際社会全体がそれぞれの責任と役割において行動していくための「道しるべ」となるもので、国のみならず地方自治体においても積極的な貢献が必要となります。

そのため、総合計画においてもその理念を大切に、総合計画の目標の達成が、SDGs*の達成に寄与する計画とします。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 地方創生* (まち・ひと・しごと創生総合戦略*)

人口減少社会、少子高齢化社会の到来を見据えた、まち・ひと・しごとの創生を目的とする地方創生総合戦略*について、高浜市では、総合計画の実現が高浜市の創生につながると考え、「まち・ひと・しごと創生」政策5原則にある「自立性」「将来性」「地域性」をふまえて策定し、「総合性」「結果重視」をふまえた推進・進行管理*を総合計画の進行管理*とあわせて実施してきました。

第7次総合計画においても、この考え方は引き継ぎ、まち・ひと・しごとの好循環を生み出す創生総合戦略*と総合計画は一体的に進めていきます。